

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

### ②評価調査者研修修了番号

SK2022030・愛福評 14002・愛福評 12017

### ③施設の情報

名称：あすなろ学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 梶原 淳一	定員（利用人数）： 51名(47名)	
所在地：今治市中堀4丁目2番26号		
TEL：0898-41-9233	ホームページ：www.koinonia-as.or.jp	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日：昭和31年6月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 コイノニア協会		
職員数	常勤職員： 33名	非常勤職員 3名
有資格職員数	(資格の名称) 名	
	社会福祉士 4名	保育士 19名
	看護師 2名	栄養士 1名
	調理師 3名	
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	児童居室 27室 本館（3ユニット・19室） 小規模グループケア（4室） 地域小規模施設（4室）	地域交流多目的室、心理治療室 プレールーム、医務室、静養室 ショートステイ室、親子訓練室 家庭支援相談室

### ④理念・基本方針

理 念：喜ぶ人と共に喜び 泣く人と共に泣きなさい（ロマ書）  
 児童養護（養育）にあたる精神として、これを職員の基本姿勢とする。

五つのお祈り：1 雨にも風にも負けないように 2 心を清くたもてますように  
 3 人々を愛せますように 4 平和をつくりだせますように  
 5 いつも感謝できますように

五つのお祈りで謳われている内容を児童養護（養育）の根本目標とし、児童を深く理解し、強い愛情を抱いて健康で明るく、美しい子どもを育てるため、生活指導を組み立て、実践していくものとする。

- 基本方針：
- 1 五つのお祈りの養護実践による児童の権利擁護に努める
  - 2 自立支援を考慮した日常ケアの充実を図る
  - 3 児童個々の個性の尊重の指導に努める
  - 4 「子どもたちの作品展」開催や「あすなろ通信」の発行等を通じて施設機能の発信に努める
  - 5 地域の関係機関との連携・協力のもと養育専門機関としての役割を果たす
  - 6 福祉専門職としての自覚のもと絶えず研鑽し資質向上に努める

### ⑤施設の特徴的な取組

昭和31年6月に松山信望愛の家から25名を分園し設立。昭和34年4月1日に現在地に移転し同6月1日に定員を50名に変更して現在に至る。入所児童の約6割が虐待を経験している状況から、子どもたちのニーズに細やかな配慮と専門的ケアが適するとされる小規模化・個別化に取り組んでいる。

平成18年度に小規模グループケアを開設し、平成25年度には本館改築に際し、ユニット制を導入した。平成29年度に地域小規模児童養護施設「おおはしホーム」を開設し、養育単位の個別化と地域化を考慮した家庭的養護の推進に取り組んでいる。

また、今後は令和5年度以降において、分園型グループケアの開設を視野に入れて施設機能の専門化、地域分散化に取り組んでいる。

絵画・詩歌等の制作を通して、子どもたちの心の声を感じ取り寄り添うことで、日々の養育・支援に活かすように努めている。作品は施設の玄関ホールに常設展示している。

『子どもたちの作品展』開催や学園通信へ掲載するほか、園主催のクリスマス会、高齢者福祉施設等との交流を行うほか、ボランティアを積極的に受け入れ、地域社会との連携を図り、児童養護施設の役割に理解を深めようとしている。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年6月10日（契約日）～ 令和5年3月17日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

1. 子どもへの支援は常に理念・基本方針に基づいて行われブレがない  
理念および基本方針が職員一人ひとりに浸透しており、子どもと共に喜び・悲しむことを信条として支援に当たっていることが、支援マニュアルや会議録、子どもとの関りの様子から伺え評価できる。
2. 施設長はじめ職員の支援に対する姿勢が柔軟である  
現在、職員は20～30歳代と50歳代中心に構成され、40歳代が抜けることで支援のあり方等に世代間ギャップが生じやすい状況にある。しかし、上記1. で記した通り、支援のあり方等が理念・基本方針を土台にして、支援内容や方法を日々検討したり話し合うため、思い描く支援の姿を共通認識できている。また、園長をはじめ上司に相談したり意見を述べたり、職員同士も話しやすい雰囲気があり、世代間ギャップを大きく感じている場面が少ないと思われる。
3. 施設が地域に根付いた存在となっている  
昭和34年から当該地域に移転して今日まで、歴代園長をはじめ職員たちは、子どもへの支援を通じ、地域の各種団体や企業、住民との交流も図ってきた。その結果として、地域に“あすなろの子どもたち”として受け入れられている。見守りや寄付等による支援は、子どもたちが日々の生活上の安心感を得るだけでなく、退所後の生活の基盤が得られる希望となっている。

### ◇改善を求められる点

1. 中・長期計画および事業計画の進捗状況を確認しやすい示し方の工夫が期待される  
中・長期計画および事業計画は、法人の計画の基に策定され、その内容も具体的であり収支計画も策定されている。この計画をより分かりやすくするために、法人計画と当該施設計画の達成課題の連動性を図示したり、当該施設の実施状況の評価ができるよう一覧表を作成する等今後の取り組みに期待したい。
2. 子どもの施設入所前の情報を適切に提供してもらえる体制づくりが望まれる  
子どもたちが施設入所するにせよ、一時保護で施設を利用するにせよ、その経緯やそこでの生活について明確な説明を受けることは権利である。その説明をしたり、子どもが早期に施設生活に馴染み安定した生活を送るための支援体制を検討する上では、アセスメント情報が重要な資料となる。その情報は施設の特性上、主に児童相談所から得ることになることを考えれば、子どもの入所後はもちろん、入所前から児童相談所と連携を図り、可能な限り多くの情報を得ておくことが望まれる。

### 3. 家庭支援のあり方について模索することが期待される

現在も関係機関と連携を図り、親子関係の再構築の働きかけが行われている。しかし、地域の子育て支援の拠点となるべく、これまでに培われた養育支援のノウハウを個々の家庭に還元し、ひいては、地域・市・県にその取組を広げ、安心して子育てできる社会づくりの牽引役となることが期待される。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は事前説明会から講評まで大変お世話になりました。第三者評価受審にあたり、自己評価から新しい気付きや発見があり体制整備に取り組むことができました。頂いた結果を真摯に受け止め改善が求められた事項に関しては、全職員と共に取り組み、提供するサービスの質の向上を目指し子どもの最善の利益に更に努力を続けてまいります。

丁寧な聞き取り、的確な評価に感謝いたします。

## ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念、基本方針が明文化され、子どもには自治会で伝えられ、保護者には保護者会（個別面談）で伝えられている。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 「全養協通信」や「季刊児童養護」等で全国的な情報を収集し、「愛媛県社会的養育推進計画」等から県の動向を把握し、事業の将来性や継続性を見通している。		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 経営課題は事業計画に掲げられ、改善に向けた具体的な取組も示し実施されている。理事会で説明・共有するとともに、職員には全体処遇会議において周知されている。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-1 (1) —① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「中長期展望・計画」は法人の計画と連動して策定されている。また、国が策定している「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、家庭的養護推進計画が策定・実施されている。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年度中・長期計画を示したうえで、単年度計画を明記している。単年度計画は、現状の課題を改善するためにテーマを設けて、具体的な取組が示されている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員が参加する全体処遇会議やユニット毎の意見を持ち寄る主任会等で、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われている。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画は、子どもには自治会で、保護者には通信「絆」で伝えている。しかし、より分かりやすく伝える工夫が必要と考え、来年度はホームページ作成を専門の業者に依頼する予定である。</p>		

#### I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年、全職員が自己評価を行っている。また、毎月ケア目標を掲げて、月ごとにケア内容チェック表に記入し半期ごとに全体でまとめている。他には、全国児童養護施設協議会作成の「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応に関する要項およびチェックリスト」を月2, 3回集計している。</p>		
⑨	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>当該評価受審内容は全職員に報告され、改善を求められる点について全体処遇会議で話し合い、改善への対策が計画・実行されている。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊐・b・c
<コメント> 施設長の具体的な取組は文書化され、職員組織図も含め配付し説明している。各種会議等で表明する機会もある。		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊐・b・c
<コメント> 施設長は、会議や研修会等に出席したり、福祉関係書籍等で新しい情報を収集するなど、研鑽に努めている。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊐・b・c
<コメント> 施設長は、職員の養育・支援の質の現状を評価・分析し、各部署または職種ごとの研修に派遣したり、会議を通じて情報発信、支援のあり方等の助言を行っている。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㊐・b・c
<コメント> 施設長は、法人と連携して当該施設運営のかじ取りを担っている。ユニットケア・小規模化・地域分散化をした中で、子どもにとって最も効果的な支援体制で臨めるよう、職員の声も聴きながら職員配置を決定したり、支援について相談・助言をしたりしている。		

### Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊐・b・c
<コメント> 施設の小規模かつ地域分散化、子育て相談支援における機能転換等、将来的な施設運営を見据えた人材確保や人員体制に関する考え方を確立したうえで遂行している。		

15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針にもとづく期待する職員像を明確にし、目標管理制度・研修制度により教育し、人事考課制度に基づき評価する仕組みが整えられている。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内に職員の相談窓口は設置されていないものの、施設長が職員の話をよく聴き、迅速な対応が求められることにはすぐ対応している。</p> <p>今後は、職員がいつでも相談できる窓口を設けるなど、相談のしやすさの向上が求められる。また、相談内容を踏まえた人材や人員体制に関する具体的な計画に反映できるものと考えられる。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「ケア内容チェック表」および「目標管理シート」に個人の目標が示され、スキルアップに必要な研修に参加する体制をとっている。「ふり返しワークシート」では、個々のスキルアップしたい気持ちが読み取れる。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人材育成・専門職養成を図るために、年度ごとに研修計画を立案し施設内外の研修に参加している。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入職前に始まり、新任、中堅、上級と段階を設けて研修の機会が用意されている。研修のテーマや内容、職員の経験年数、本人の希望等により参加者を決定している。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍で受入れ人数に制限があるものの、積極的な実習生受け入れを心掛けている。社会福祉士および保育士の実習担当者を配置し、養成校と連携を図りながら取り組んでいる。</p>		



### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊐・b・c
<コメント> ホームページに法人の事業報告、予算・決算情報が詳細に示されており、施設の理念や基本方針、養育・支援内容等も公開されている。		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊑・c
<コメント> 内部監査として法人内会計同士の監査および監事による監査を実施している。また、顧問弁護士もおり公正かつ透明性の高い適正な経営・運営に努めている。 外部の専門家による監査支援等については、今後の課題としている。		

### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊐・b・c
<コメント> 地区社会福祉協議会との交流が長年続いており、地域の行事に子どもや職員が積極的に参加している。施設行事に地域の人や学校の先生を招待して交流を図ることもある。子どもたちは、日頃から近所のコンビニエンスストアへ買い物に出かけたり、学校の友達が施設に遊びに来ることもある。		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊐・b・c
<コメント> ボランティア受入れのマニュアルを整備し、子どもの状況等について理解を得ながら積極的に交流している。地域の幼稚園や学習塾を利用し、施設内だけで完結せず地域の資源を活用して子どもたちに多様な人との交流のチャンスを確保している。		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊐・b・c
<コメント> 県や市の関係機関をはじめ、学校や要保護児童対策地域協議会、地区社会福祉協議会等多様な機関と積極的に連携を図っている。それらの関りは、アフターケアに結びついていることも多い。		

Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>当該施設の行事等を通じて地域の方と交流することで、福祉ニーズ等を把握する機会となっている。</p> <p>しかし、今後は、施設の専門性を地域に提供する事業を展開することで、より積極的に地域の福祉ニーズを把握しやすい体制づくりを目指すことが期待される。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市とショートステイの業務委託契約を締結、実施している。また、各種連絡会に参加し情報交換、連携を図っている。災害時には、地域住民の避難場所として、地域交流多目的室および親子訓練室を提供することとなっている。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針のもと、年間支援計画を策定して全職員が共有し生活支援を行っている。子どもの情報は、日々引継ぎ等で共有し、毎月ホーム会を開催し生活の質向上を目指している。職員個々の言動についてもチェック表を集計し確認している。</p>		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が、子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行えるよう、ケアマニュアルを作成している。また、子ども同士の会話で子ども自身が話したくない場合に、うまく対処できるようにカバーストーリーを作成しておく取組も行っている。</p>		
Ⅲ—1—（2）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもや保護者に対する情報提供として、ホームページ・パンフレット、苦情申出窓口など必要事項を記載した資料を作成しており、希望に応じて施設の見学も実施している。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育・支援の内容は資料を用いて説明し、医療的な対応等は書面で同意を得たうえで実施している。子どもや保護者の年齢等に配慮し、主体的な選択ができるように分かりやすく説明したり質問に答えたりしている。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内の担当者が替わる場合のマニュアルを作成し臨んでいる。措置変更の場合もマニュアルに基づき、関係機関と連携・協議の上で臨む。退所児童には、担当職員が中心となって支援している。</p> <p>特に、退所後の相談窓口の役割を明確にして、退所児童や保護者等にその内容を記載した文書を渡すなど、より相談しやすい体制づくりが期待される。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども会・児童自治会等で出た意見を全体処遇会議で職員に周知し、可能な限り要望に応じている。今後もさらに子どもの満足向上に向けた取組を検討、実施していきたいと考えている。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みが確立しており、寄せられた苦情や要望に対し、いずれの職員でも対応できるように職員間で共有している。</p>		
35	<p>Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども会で発言する機会を設けたり、日常的に意見の言いやすい環境を意識的に作っている。また、子どもの様子や態度に気を配り、気持ちや思いを汲み取る関りに心掛けている。</p>		

36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊚・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども会や児童自治会・園長ポストで出た意見や要望は、職員会や全体処遇会議で取り上げ、できる限り速やかに対応している。日々の生活の中から生じた意見や要望についても、内容に応じて個人やユニット、施設全体で検討・対応している。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊚・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>リスクマネジメント規定を策定し、ヒヤリハットおよび事故報告を記録、全体処遇会議で報告している。また、記録の集計から原因を分析し、事故防止対策を打ち出している。今後さらに、事故検証や職員の研修に力を入れるなど、積極的な取組をしたいと考えている。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊚・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>看護師が2名配置されており、嘱託医との連携において的確な伝達が可能となった。日々子どもたちの支援においても、専門職の判断に基づく支援が可能となり、安心して対応できている。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊚・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業継続計画（BCP）を定め、地区の防災訓練に参加している。しかし、緊急事態に備え行政や他機関との連携や緊急連絡網のスムーズな運用、備蓄品の扱い等、更なる検討が望まれる。</p>		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㊚・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育・支援の標準的な実施方法として、ケアマニュアルを作成するとともに、年間支援計画を策定し一日の流れのなかで詳細な援助方法を確認している。それが、子ども個々の自立支援計画作成に反映され、評価も行っている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊚・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育支援の標準的な実施方法として、年間支援計画は年度ごとに策定され、新年度に向けて見直しが行われている。一日の流れの中でどのような支援が必要か、各ホームで見直しており、些細なことも拾い上げることができる体制になっている。</p>		
<p>Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>関係機関からの情報を収集し、子どもや保護者の意向を確認したうえで、基幹的職員、ホーム職員、家庭支援専門相談員、心理担当職員等参加のもと作成している。また、自立支援計画は児童相談所と共有している。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画の作成手順および要領を定めて、評価・見直しが徹底できており、子ども自身が理解できる内容・表現で子どもに説明し合意を得るようにしている。ひいては、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築することを念頭においている。</p>		
<p>Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、パソコンのネットワークシステムにより、育成記録を共有している。また、全体処遇会議で子どもたちの現状を報告・情報共有している。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>記録等のデータについては、園内のみネットワーク接続に限っており、外部漏洩に注意を払っている。パソコン、USB、書類等は、鍵のかかる場所に保管している。</p>		

## 内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの権利擁護並びに権利侵害がないように、ケアマニュアルを整備し職員全員に周知徹底している。また、定期的にグループホームやユニット毎に、ケアマニュアルに基づいた支援が行われているか自己チェックを行い、権利侵害につながる言動等への確認が行われている。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月、各ホームやユニット毎に「子どもの権利ノート学習会」が行われている。子ども会も縦割りによる児童構成ではなく同年代の子ども達の会や、障がいのある児童との関わり方等についても学んでおり、小規模化により一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うことができている。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの個人アルバムが作成され、写真等の記録の収集・整理がされている。子どもの生き立ちの振り返りは、発達状況や個別の事情に応じて対応している。子どもが安心できる関係性を大切にしながら、施設内職員だけでなく児童相談所と連携し、伝える人を変更したりログノートで確認したりしながら振り返る取り組みを行っている。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>就業規定に基づいて厳正に処分を行う仕組みがあり、日々の引継ぎ会や職員会で被措置児童等虐待対応ガイドラインについて話し合いを行っている。職員は、ケア内容チェック表で自己診断を行ったり、複数体制や密室にならない工夫を行ったりして、不適切なかかわりが起こらないよう取り組んでいる。また、児童が自由に投函できる園長ポストが設置されていたり、定期的に児童からの聴き取りを行ったりと、早期発見に取り組んでいる。</p>		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設への入所に当っては、一時保護所で面会を実施し、入所に関しての気持ちや意思の確認、配慮する点等を聞いて受け入れ準備をしている。また入所前に見学したり、入所時にはウエルカムボードを置いたり好きな食事を準備したりして温かく迎えるよう工夫し、児童の不安の軽減に努めている。</p>		
A⑥	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所前にはひとりだちハンドブックやログノート等を活用し、退所後の様々なトラブルにも対応できるよう支援している。自立支援担当職員を配置し退所児童の状況把握に努めている。また、夏祭りとクリスマス会は毎年日を決めて、退所者が参加しやすいように実施している。</p>		

## A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、日々の生活の中で子ども一人ひとりが抱えるニーズを理解し関係性を深めながら支援を行っている。問題行動や生活の乱れがあったときなど、かかわりのチャンスと捉え、職員間で共通認識のもと、過去の言動等にも目を向け一緒に考えながら、理解できる部分を増やせるよう時間をかけて取り組んでいる。</p>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、毎日の生活の中で子ども一人ひとりと触れ合うことで関係が深められるよう取り組んでいる。特に入浴や就寝時間等に一緒に過ごすことで、子どもが安心して生活できるような職員の配置がなされている。秩序のある生活範囲の中で、子どもの発達段階や状況に合わせて、日課等の変更も児童の意見を取り入れながら柔軟に対応している。</p>		
A⑨	A—2—（1）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㊟・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ユニットケアや断続勤務により、子どもと触れ合う時間を確保することで、子どもの成長・発達に合わせた日常的な生活支援をより細かく行うことができ、自己の成長を実感できるように取り組んでいる。金銭管理のための表を作成したり、携帯やキャッシュカードの使い方などを自己管理できるように支援している。</p>		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>それぞれの年齢段階や発達課題にあった学びの場が保障され、児童発達支援事業所等の社会資源を活用し、個々の発達課題に合わせ一人ひとりに応じた支援を行っている。年齢や趣味に応じた図書や玩具が設置された。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭的な雰囲気大切に、職員と一緒に生活する中で、基本的な生活習慣の確立や社会生活に必要な知識・技術等手本を示し、習得できるよう支援している。また、よくない言動があった時には、子ども自身が日付表に記入し職員と十分に話し合うこと改善に向かっている。また、Wi-Fi 利用や携帯使用についても、約束を守りながら使用している。社会生活を営む上で、一定のルールや規則を守ることや他者とのかかわり方等も習得できるよう努めている。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>配膳を行う際、子どもの状況に応じて量等の加減を行うなど配慮がされている。盛り付けの時間には、夕食を楽しみにしている幼児と職員の会話があるなど、和やかな様子が伺えた。部活動等で食事時間が違う児童等においても、温かな食事が提供できるように工夫されている。誕生会メニューや嗜好調査からの希望メニューなど、季節や子どもの希望が反映された献立が提供されている。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>低年齢児の頃より、季節やTPOに応じて自ら衣類を選ぶことができるように、職員と一緒に買い物に行く機会を設けている。また、子ども自身で管理ができるよう、一人ひとりにクローゼットと衣類ダンス等が用意され、衣替えの時は職員と一緒に入れ替えを行うなど、日々の生活の中で自ら整理整頓が行えるよう支援している。</p>		



A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>庭には、季節を感じたり歴史を感じたりできる花木があり、施設内は清掃が行き届いている。玄関を入ると、子どもたちが制作した絵が壁に飾られ温かな印象が持てる。居室は2人部屋で子どもの状況や関係性に考慮した部屋構成になっている。</p>		
A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>看護師を配置し、病気や感染症の予防、成長発達の把握・管理や応急手当、定期的な服薬管理、医療機関との連携や受診の付き添いなど、子どもたちの健康面での総合的なサポートを行っている。年2回（7月・12月）定期的に健康診断を実施している。また服薬については、一人ひとり確認をして保健日誌に記録している。</p>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、性教育に関する研修に参加し性教育指導スキルを身につけている。子ども達には、外部講師を招き年齢別に応じたプログラムを実施している。また、日常生活においても「からだのだいじなところのやくそくシート」を活用するなどして、正しい知識・理解が図れるよう努めている。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行動上の問題を生じやすい子どもの特性についてホーム内で情報共有し、統一した支援を行っている。問題行動が起きたときは、対応マニュアルに沿って施設全体で職員が協力して対応し、児童相談所等関係機関と連携しながら適切な対応に努めている。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の生活の中で、子ども達の関係性や目に届きにくい場所など把握しながら、予防に努めている。また、ホーム会での聞き取りや園長ポスト等、子どもの声に耳を傾け状況把握に努めている。問題が起きた時には、施設全体で問題解決に取り組んでいる。</p>		

A—2—（8）心理的ケア		
A⑱	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理療法担当職員を配置し、心理療法計画に基づき一人ひとりに合った心理的ケアを行っている。必要に応じ自立支援計画の立案時にも立会い、心理的支援の目的が職員間で共有されている。また、心療内科・発達クリニック・児童相談所児童心理司による心理的ケアも行っており、担当職員が同席し医師からのアドバイスを日常生活に反映している。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>居室には、学習机やスタンド等が整備され、落ち着いて学習できるように配慮されている。希望者には、通塾や今治市子どもの学習支援事業を活用するなど、ニーズに応じた学習支援も行っている。特別支援学校や特別支援学級など、一人ひとりの子どもが適切な学習の機会を持てるよう配慮し、学校と情報交換を行いながら、個々に応じた支援をしている。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進路を子どもが自己決定できるように、中・高校生を対象に進路懇談会を実施し、進学・就職に関する意識付けと情報提供やアドバイスを行っている。また、「あすなる学園退所支援事業」・生活福祉資金貸付制度など、経済的な援助の仕組みについての情報提供も行っている。進路の選択に当たっては、子どもや保護者の意見を尊重しながら、学校、児童相談所等の関係機関とも連携しながら支援をしている。進学後も必要に応じて措置延長して支援を継続している。</p>		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高校生にはアルバイトを奨励し、学校の許可のもと、地域の事業所の協力を得ながら取り組んでいる。また、各種の資格取得に向けての働きかけも行っている。</p>		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者会を毎年開催し、毎月の保護者通信「絆」において、学校行事・学園行事への参加を促している。コロナ禍で面会を中止したが、家庭復帰を目指して、外出や一時帰宅は行ってきた。帰園した時には、その時の様子を保護者に確認し、記録し共有している。</p>		

A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A②④	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>親子訓練室は整備されているが、具体的な取り組みはなされていない。児童相談所等との連携を密にしながら、面会・外出・一時帰宅を通じて家族支援の取り組みが実施されている。保護者も含めた家庭復帰のトレーニング等、親子関係の再構築に向けての取り組みが期待される。</p>		